障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第二号）第二条による改正前の指定障害者支援施設基準（第三号において「旧指定障害者支援施設基準」という。）第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ　介護給付費等単位数表第６の２のイの人員配置体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定生活介護等の単位（介護給付費等単位数表第６の２の注１に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第九十三条の二第一号、第九十三条の三第一号若しくは第九十三条の四第一号の規定により置くべき従業者（以下この号において「生活支援員等」という。）の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第６の１の注１の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。）の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

ハ・ニ　（略）

ホ　介護給付費等単位数表第６の７の２の重度障害者支援加算の注１の加算を算定すべき指定生活介護事業所等（障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）を除く。以下このホ及びヘにおいて同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

(1)　介護給付費等単位数表第８の１の注１の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。

(2)　指定生活介護事業所等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

ヘ　介護給付費等単位数表第６の７の２の重度障害者支援加算の注２の加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項、第九十三条の二第一号、第九十三条の三第二号、第九十三条の四第四号又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する人員配置（介護給付費等単位数表第６の２の人員配置体制加算を算定している場合にあっては当該加算の要件となる人員配置を含む。）に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

ト　（略）

チ　介護給付費等単位数表第６の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注４の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設が地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する「地域生活支援拠点等」をいう。以下同じ。）であることを定めていること。

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）であること。

ロ　介護給付費等単位数表第６の２のイの人員配置体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定生活介護等の単位（介護給付費等単位数表第６の２の注１に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員（以下この号において「生活支援員等」という。）の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第６の１の注１の（1）又は（2）のいずれかに該当する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。）の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

ハ・ニ　（略）

（新設）

ホ　（略）

（新設）